

## ◎保険だより 第488号 (令和8年1月18日)

- 1) 子宮内胎児死亡の妊婦に対するプレグランディン膣錠の使用について  
妊娠中期の使用が適応とされています。妊娠21週6日までの使用は可能ですが、妊娠22週0日以降は保険適応外ですのでよろしくお願い致します。
- 2) 子宮体癌患者に MPA(メドロキシプロゲステロン酢酸エステル)使用した際の悪性腫瘍特定疾患管理料の算定について  
MPA は悪性腫瘍特定疾患管理料の算定可能薬剤ではないため、同管理料の算定はできませんのでよろしくお願い致します。
- 3) 子宮筋腫核出術等における術中出血量を少なくする目的でのピトレシン使用について  
これまでは算定できませんでしたが、令和7年2月より算定可能となりました。しかし適応外使用ですので患者様への術前の説明と同意、注意事項や禁忌事項をよくお確かめの上慎重なご使用をよろしくお願い致します。
- 4) バルトリン腺膿瘍に対するバルトリン腺膿瘍穿刺術について  
適応となるバルトリン腺膿瘍の大きさは、治療の対象となる新生児頭血腫の大きさ以上が想定されています。新生児頭血腫よりも小さい時は"創処置(100m<sup>2</sup>)"での算定をお願いいたします。
- 5) ル・エストロジェルの1回処方量の上限に関して  
第475号(R5.11.19)保険だよりにより上限160gと記しておりますが、1パック80gで90日分処方となると162gであり160gを超えます。したがって1回処方量の上限を240gに変更します。ただし次回処方日は4か月以上あけてください。毎回処方量が240gというのは過剰とみなします。お知らせいたします。